

京都市告示第524号

児童福祉法（以下「法」という。）第21条の5の15の規定により、次のとおり法第21条の5の3に規定する指定障害児通所支援事業者を指定しました。

平成29年1月20日

京都市長 門川 大作

1 申請者

株式会社クラ・ゼミ（代表取締役 倉橋 義郎）

2 申請者の主たる事務所の所在地

静岡県浜松市中区田町230番地の15

3 事業所の名称

こどもサポート教室「きらり」阪急桂駅前校

4 事業所の所在地

京都市西京区川島有栖川町98番地 ウッズ桂 3F

5 指定する事業の種類

児童発達支援，放課後等デイサービス

6 指定年月日

平成28年9月9日

7 事業所番号

2654000187

(保健福祉局障害保健福祉推進室)